第2章 基本方針の再整理

1 計画目標年次

基本構想では、焼却施設は令和9年度中、資源化施設は令和11年度中の稼働を目標としている。本計画作成に当たり、民間事業者への調査等を実施し、工程を検討したところ、社会情勢等の影響もあり、焼却施設の竣工は令和11年度、資源化施設の竣工は令和13年度が見込まれている。そのため、本計画の目標年次は資源化施設が竣工する令和13年度とする。

2 処理対象ごみ

(1) 処理対象ごみ

本施設における処理対象ごみは、各市町から排出されるごみ及び本地域内のし尿処理施設(南豆衛生プラント及び西豆衛生プラント)から排出される脱水汚泥として計画する。

なお、処理対象ごみについては、各市町で処理している全てのごみ等を本施設で受け入れることを前提としており、今後の検討過程で見直す可能性がある。

(2) プラスチック使用製品廃棄物

令和4年度からプラスチック資源循環法が施行され、容器包装プラスチック類のみならず、プラスチック使用製品廃棄物の資源化も求められるようになった。現状においては、プラスチック使用製品廃棄物の資源化を実施している自治体は少なく、本地域におけるプラスチック使用製品廃棄物の取扱いも検討課題となっていることから、資源化施設の計画に当たっては、将来的な資源化実施も考慮した上で検討を行った。

3 ごみ処理フロー

(1) ごみ処理フロー

ごみ処理フローは図 2-1 のとおりである。本地域から排出されるごみは、本施設へ搬入し中間処理等を行う。なお、広域化に伴い現状の収集運搬体制や直接搬入の取扱いを見直す必要があり、本施設におけるごみの受入れや周辺環境にも影響する。そのため、より効率的な収集運搬体制の構築に向け、中継施設の整備や搬入時間帯の調整など、広域処理の円滑化に資する取組を本組合と各市町において引き続き検討する。

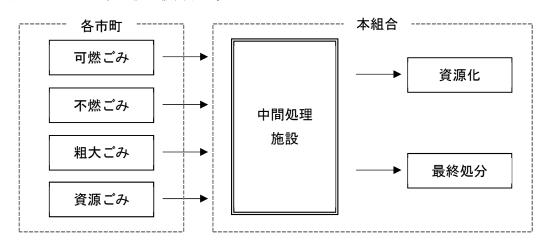
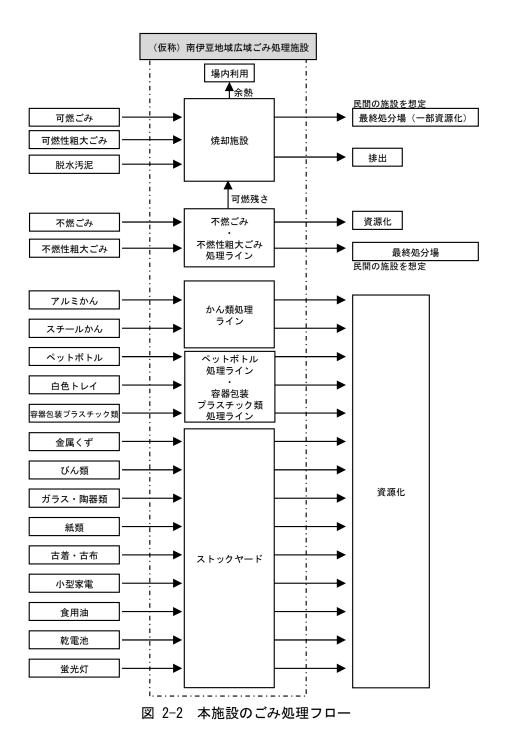


図 2-1 一般的なごみ処理フロー

(2) 本施設のごみ処理フロー

本施設全体のごみ処理フローは図 2-2 のとおりである。可燃ごみ、可燃性粗大ごみ及び脱水汚泥は焼却施設によって処理する。不燃ごみ及び不燃性粗大ごみは、不燃ごみ・不燃性粗大ごみ処理ラインで破砕後、資源化物を回収するとともに、可燃残さは焼却施設で処理する。資源化物のうち、かん類、ペットボトル及び容器包装プラスチック類については選別・圧縮梱包の処理ラインを設ける。また、容器包装プラスチック類の資源化ラインには将来的なプラスチック使用製品廃棄物の資源化への移行にも一定の配慮をしたものを検討する。なお、処理を必要としない品目については、本施設のストックヤードで一時貯留し資源化する。



4

4 施設整備方針

(1) 施設整備の概要

施設整備の手順及びその概要は表 2-1 のとおりである。本施設は下田市営じん芥処理場(下田市清掃センター)の敷地内に整備することを予定しており、建設候補地内には既存の施設もあるため、焼却施設と資源化施設を段階的に整備していくことで、整備期間中のごみ処理に支障が生じないよう計画する。

表 2-1 施設整備の概要

お仕て畑	八 八 八 二	心以主備が似女
整備手順	概要	概念図
計量機、仮設リ	事前に計量機を新設し、	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
サイクルヤード	仮設のストックヤード	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
の整備・下田市	を整備する。その後、下	
リサイクルスト	田市リサイクルストッ	
ックヤード等の	クヤード、管理棟及び既	古紙ヤード
解体撤去及び造	設計量機の解体撤去及	計量樓 管理棟 計量機
成	び造成を行う。	リサイクルストックヤード
焼却施設の建設	下田市リサイクルストックヤード等を解体した跡地に新たな焼却施設を整備する。	焼却施設(新設)
下田市営じん芥処理場の解体	焼却施設の竣工後、下田 市営じん芥処理場の解 体を行う。	
資源化施設の建 設	下田市営じん芥処理場 を解体した跡地に資源 化施設を整備する。	資源化施設(新設) ストックヤード(新設)

(2) 施設整備方針

基本構想において広域化の基本理念・基本方針とともに施設整備の方向性を定めている。本計画においては基本構想で定めた施設整備の方向性を施設整備方針とし、検討を行う。

- ①循環型社会の形成を推進する施設
- ②処理の安定性・経済性・効率性に優れ、ごみを適正に処理できる施設
- ③安心・安全で環境保全に優れ、地域と調和した施設
- ④災害に対して強靭かつ災害廃棄物への対応も可能な施設

5 建設候補地の状況

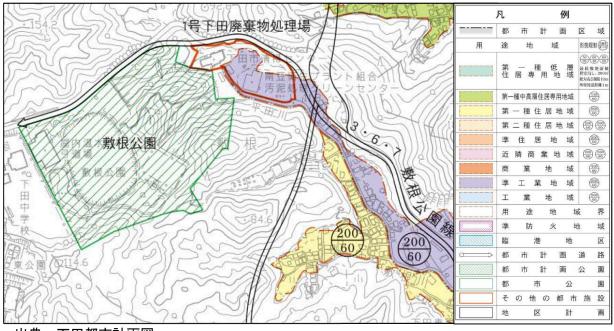
建設候補地の概要を示す。

(1) 所在地

下田市敷根 13-11

(2) 都市計画条件

建設候補地における都市計画上の用途地域は図 2-3 及び表 2-2 のとおりである。



出典:下田都市計画図

図 2-3 建設候補地周辺の都市計画図

表 2-2 都市計画要件

項目	内容
都市計画区域内外	区域内
用途地域	準工業地域
防火地区	指定なし(22条区域)
高度地区	指定なし
建ぺい率	60%以下
容積率	200%以下
緑化率	指定なし

(3) ユーティリティ

建設候補地におけるユーティリティの条件は表 2-3 のとおりである。

都市ガス使用不可

項目内容電気高圧 (6.6kV) 1 回線受電水上水排水プラント排水:原則場内再利用、無放流生活排水:浄化槽処理後河川放流

表 2-3 建設候補地のユーティリティの条件

(4) ハザードマップ

ガス

建設候補地周辺のハザードマップは図 2-4 のとおりである。建設候補地の一部は土砂災害警戒 区域に指定されている。

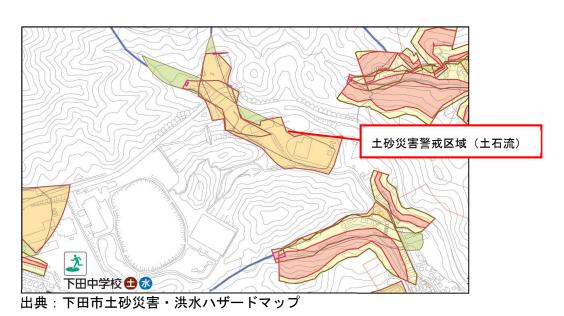


図 2-4 建設候補地周辺のハザードマップ